

事務連絡
令和8年9月2日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の適切な運用及び
点検整備について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力
いただき、ありがとうございます。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）
は、関係府省令等により、令和5年4月1日から装備が義務付けられているところ、
安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」
（令和4年12月20日付け、以下「ガイドライン」という。）に取りまとめられた
要件等に沿って機能することが求められますが、これまで安全装置の不適切な
運用による置き去り事故が発生しています。

また、こども家庭庁が公益財団法人日本自動車輸送技術協会に委託して実施
している安全装置の現地調査において、施設・事業所における安全装置の点検整

備が実施されず、故障に気づかなかった事例も確認されています。

置き去り事故が発生した場合に、安全装置がこどもの命を守るセーフティネットの役割を果たすためには、ガイドラインに沿った適切な運用と、定期的な点検整備が重要です。

つきましては、施設・事業所において、安全装置が適切に運用されているかを今一度見直し、定期的な点検整備が実施されるよう、下記事項を周知の上、適切な指導をお願いします。

併せて、安全装置の仕様は様々であり、点検整備に当たっては、安全装置メーカーから提供されている点検整備の際に確認すべき場所、確認方法等を示した文書を確認し、安全装置の仕様に応じた点検整備に努めてください。

なお、小中学校や放課後児童クラブ等においても、安全装置を装備している車両を保有している場合は、同様に安全装置の適切な運用と点検整備をお願いします。

記

1 安全装置の不適切な運用事例

(1) 確認装置の不適切な位置への設置

確認装置（押しボタン等）は、運転手等が車内を見回りこどもの置き去りがいないことを確認するよう車両後方に設置すべきものであるが、運転手の手元に設置していたもの。

※ ガイドライン 5.1.8

確認装置は、確認操作を行う過程において、運転手等が運転席又は乗降口を離れて車内に置き去りにされた乗員がいないか確認できるよう、車両後方の位置に少なくとも1つ以上設置されるものとする。

(2) 車内確認が不徹底なままの確認装置の操作

確認装置は車両後方に設置していたが、車内確認を行わないまま漫然と後方に移動し、確認装置を押下して解除操作を行ったもの。

(3) リモコンによる警報解除

車内確認を行わないまま、リモコン（非常時の使用を想定したもの）による警報の解除操作を行ったもの。

2 点検時の主な確認項目

(1) 共通

① 安全装置が正常に作動していることが、原動機始動時に、次のいずれか

の方法で通知されること。

- ・ 運転手等が確認できる位置に設置されたステイタスディスプレイが青色又は緑色に点灯又は点滅する方法
- ・ 音声による方法

※ 原動機の始動から停止までの間に、ステイタスディスプレイが赤色に点灯又は点滅若しくは断続的な音声により通知される場合、または、灯光又は音声により通知されない場合は、故障である。

② ボタン等の確認装置が、車両後方に設置されていること。

また、乗員がいたずら等で簡単に確認操作を行えないような構造上又は設置場所上の工夫（装置にカバーを付ける、高い位置に設置する等）がなされていること。

③ 車外警報が原動機停止等から 15 分以内に作動し、警報音は車から 50m 離れても十分聞こえる音圧であること。

（2）降車時確認式

① 原動機が停止等した後、車内の確認を促す車内警報が作動すること。

（3）自動検知式

① センサーによる検知は、原動機停止等から 15 分以内に開始すること。

3 留意事項

（1）自動検知式で、センサー不良の検知を行えないものにあつては、センサー不良が起きるリスクを考慮して、安全装置メーカーが設定する点検整備の頻度・実施方法等によること。

（2）併用式の場合は、全ての項目について確認を行うこと。

（3）安全装置は、ヒューマンエラーを補完するものであり、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用し、点呼等による所在確認を確実に実施すること。

【参考】

送迎用バスの安全対策（こども家庭庁）

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

【問合せ先】

- 送迎用バスに対する安全装置の制度全般に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
Tel:03-6858-0183
- 幼稚園、特別支援学校、認定こども園（幼稚園型）及び小中学校等に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
Tel:03-6734-2695
- 認可保育所、地域型保育事業及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
Tel:03-6858-0058
- 認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
Tel:03-6858-0133
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
Tel:03-6861-0063
- 放課後児童健全育成事業に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
Tel:03-6861-0303